

令和 8 年度介護保険事業者 集団指導資料

～事業所様へのお願い～

制度改正等に伴う最新情報について、県では広域的かつ迅速に周知する手段としてHPへの掲載を実施しています。加算等の届出の失念に伴う減収等を未然に防止するため、**こまめにHPの最新情報を確認**するようにしてください。

福島県介護保険に関するページで検索 🔍



最新情報をこまめに
確認してください。

(高齢福祉課介護事業者担当)

目次

- 1 介護保険事業所指定後の各種届出について
 - 2 介護報酬の算定について
 - 3 人員・設備運営基準等について
 - 4 介護サービス情報の公表制度について（第115条の35）
 - 5 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する制度について（115条の44の2）
 - 6 電子申請届出システムについて
- （参考）HP案内、各種連絡先一覧

1 介護保険事業所指定後の各種届出について

(1) **変更届出書**：指定事業所の名称、所在地等に変更が生じた場合

➡ 変更のあった日から**10日以内**に提出

※法人の合併・事業譲渡の場合、変更届出ではなく新規指定となるため早めに相談のこと。

※特定施設入居者生活介護における利用定員の増加及び介護老人保健施設・介護医療院にかかる一部の変更内容については、事前の許可が必要となるので注意すること。

※電話番号・FAX番号・メールアドレスの変更についても変更届を提出すること。

(2) **介護給付費算定に係る体制等に関する届出書**

届出が必要な加算等を新たに算定する場合

➡ **訪問系・通所系サービス**については加算算定月の**前月15日**までに提出

➡ **入所系サービス**については加算算定月の**初日**までに提出

※加算の算定要件を満たさなくなった場合は直ちに取下げること。【**制度改正時に注意!**】

(3) **廃止、休止、再開届出書**

★事業所を廃止又は休止する場合

➡ **廃止（休止）の1ヶ月前**までに廃止（休止）届出書を提出する。

★休止事業所を再開する場合

➡ **再開した日から10日以内**に再開届出書を提出する。

※**全ての申請・届出は「電子申請・届出システム」から提出**

(4) 業務管理体制に係る届出書

介護サービス事業所を運営する事業者（法人）は業務管理体制を整備し、必要な内容を行政機関に届出なければならない。届出内容に変更が生じた場合は業務管理体制変更届の提出が必要となる。また、届出先の行政機関が変更となる場合は、変更前・変更後の双方の行政機関に区分変更届出書を提出する。

- 届出内容

事業所数	20未満	：法令遵守責任者選任
	20以上100未満	：法令遵守責任者選任、法令遵守のための規程整備
	100以上	：法令遵守責任者選任、法令遵守のための規程の整備、業務の執行状況の監査
- 届出先の行政機関
指定事業所等が所在する区域によって、届出先が異なります。

	指定事業所等が所在する区域				
	3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	複数の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	地域密着型（介護予防）サービスのみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	全ての事業所等が同一の中核市に所在する事業者	左記以外
届出先	厚生労働省	主たる事務所を管轄する都道府県	市町村	中核市	都道府県

(5) 指定（許可）更新の手続きについて

介護保険事業者の指定（許可）は**6年間の有効期間**が設けられている。継続して事業を実施するためには6年ごとに更新を行う必要があり、更新を行わない場合は有効期間満了により失効となる。

手続の詳細は、HP掲載の「**介護保険事業者指定（許可）更新申請の手引き**」を参照のこと。

※ H31.4.30に指定有効期限を迎える事業所から、指定事業所番号が同一で一体的に実施している同一種別のサービス間（例.訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護等）で指定有効期間満了日が異なる場合に、いずれかの指定更新申請のタイミングでもう一方のサービスも同時に更新申請を行い、指定有効期間満了日を合わせることを認める取り扱いとした。

※ 更新申請の対象となる事業所に対しては、有効期間満了日の約2ヶ月前に県から個別に通知する。

※ 休止事業所は、休止のままでは指定の更新を受けることができないので、更新を希望する場合は「再開届」を提出すること。なお、更新を希望しない場合は「廃止届」を提出すること。

(6) 届出書類全般について

HPに掲載の様式を使用し、必要な添付書類を確認の上、漏れのないように提出をすること。特に介護給付費算定に係る体制等に関する届出書については、様式が古いものだと加算区分の追加などにより、正しい加算区分が確認できないので注意すること。

今後、様式の改訂や必要書類等の標準化がなされていく予定のため、必ずHPを確認すること。

福島県介護保険事業者申請関係書式ライブラリで検索 

2 介護報酬の算定について

(1) 加算届出時の要件に関する注意事項

➤ 算定要件の根拠資料について

加算算定にあたっては、要件の確認とともにその根拠資料を準備すること。

届出の添付書類一覧表については

福島県介護保険事業者申請関係書式ライブラリで検索 



➤ 前年度等の実績による報酬の確認について

通所系サービスの事業所規模の確認、中山間地域の小規模事業所加算（訪問系サービス）、サービス提供体制強化加算（通所介護等）、看護体制強化加算（訪問看護）など、実績により加算の要件を判定する加算については、届出を行った後も算定要件を確認し、要件を満たさない場合は取り下げを行うこと。

➤ 加算等の改正や令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴う届出の有無については **随時HPの到着情報に掲示するため、こまめに到着情報を確認するとともに提出期限を遵守すること。**

福島県介護保険に関するページで検索 

➤ 常勤換算について

常勤の従業者については、休暇や出張（以下「休暇等」）の期間が暦月で一月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものと取り扱う（平成14年3月28日事務連絡「運営基準等に係るQ&A」I）。

したがって、常勤専従の従業者については常勤換算を行うことが出来ないため、休暇等の期間が暦月で一月を超えるものでない限り、1人の配置があったと考えること。

※配置割合が算定要件に含まれる加算は、常勤専従の従業者を誤って常勤換算してしまったために、割合を多く見積もることがあるため、特に注意すること。

➤ 加算算定に係る利用者またはその家族への同意について

訪問看護のターミナルケア加算や通所介護の栄養改善加算など、加算の要件又は算定にあたっての解釈通知上、利用者への説明・同意が求められている加算については、利用者に対して十分説明を行うこと。

(2) 介護職員等処遇改善加算の算定について

加算を取得時以降、次のア及びイに掲げる書類の提出が毎年度必須となっているため、所定の期限までに必ず提出すること。

所定の期限まで提出されない場合や賃金改善額が加算額を上回らない場合は、加算の停止や加算の返還を求める対応もあり得るため注意すること。

ア 介護職員等処遇改善計画書の提出（4月1日付分は受付終了）

当該事業年度において初めて加算を算定する月の**前々月の末日**までに各指定権者に提出すること。

- 計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出を提出すること。
- 届出の様式については、HPを参照すること。
 - ※ 処遇改善加算算定見込額を上回る賃金改善所要額となるよう計画すること。
 - ※ 計画書に掲げる内容についてはすべての該当職員に周知することが算定要件になっていることに注意すること。
 - ※ **令和8年度について新設される処遇改善加算Ⅰイ、Ⅱ等について該当事業所は漏れなく提出すること。また、訪看、訪リハも加算新設のため確認すること。**
 - ※ 「介護保険最新情報Vol.1479」の通知を必ず確認すること。

イ 介護職員等処遇改善実績報告書の提出

各事業年度における**最終の加算の支払いがあった月の翌々月末日**までに提出すること

例) 4月から翌3月まで加算算定し、5月に最終の加算の支払いがあった場合、7月末日までに提出

- 報告書の様式については、HPを参照すること。
 - ※ 賃金改善所要額が加算総額を必ず上回るよう賃金改善を図ること。
 - ※ 令和7年度介護人材確保・職場環境改善補助金、令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善補助金による賃金改善分は、加算による改善と区別して計上すること。

(3) その他

- 届出書の記載について
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表には、変更をしない加算についてもその加算の有無を十分確認して記入し、**根拠資料**をいつでも提出できるように準備しておくこと。
- 介護給付費の請求エラーについて
請求誤りの場合、原則返戻で対応をしているため、各事業所においては、県に届出ている加算区分等の内容を確認し、誤りの無いように請求を行うこと。（区分が複数ある加算、介護職員等処遇改善加算は特に注意）

◎ 頻出の請求エラー

- ・ 届出をした加算の算定開始月を誤った。
例) 5月1日から算定として届け出たが、4月分の請求に加算をつけて請求した。
- ・ 地域密着型サービスの所在地以外の保険者が越境指定を行っている場合、当該保険者への変更届出を失念した。
- ・ 介護給付費明細書について、「給付費明細欄（住所地特例対象者）」の記載が漏れている。

3 人員・設備運営基準等について

10

(1) 通所介護における看護職員及び生活相談員の配置について

- 看護職員の配置が提供日ごと、単位ごとに必要なことに注意すること。
- 看護職員が機能訓練指導員を兼務しており、個別機能訓練加算を算定するための機能訓練指導員として配置されている勤務時間は、看護職員の配置とはみなされない。
- 生活相談員はサービス提供時間帯を通じて配置されていること。

(2) 人員基準欠如・定員超過利用について

人員基準上必要な人員を配置していなかった場合や、事業所の定員を超過して利用者を受け入れた場合は、所定の要件により減算対象となるが、減算対象とならない場合であっても、人員基準欠如等であることに変わりはないため早期の解消に努めること。

(3) 運営規程について

- 記録の保存期間について規定する場合には、県条例により各種記録の保存期間は完結の日から **5年**とされているので注意すること。

(4) 「書面掲示」規制の見直し（令和7年度からの義務付け）

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載することになります。

（※）法人のホームページ等または介護サービス情報公表システム上に掲載

(5) 協力医療機関に関する届出書について（令和6年度からの義務付け）

令和6年度の制度改正に伴い、協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から年に一回以上、協力医療機関の名称等を指定権者に届け出なければならないこととされました。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型特別養護老人ホーム、養護老人ホームについては、要件を満たす協力医療機関を確保出来ていない場合は、経過措置期間中（令和9年3月31日まで）に確保するための計画を合わせて届け出ること。

詳しくは

福島県協力医療機関に関する届出書で検索 

4 介護サービス情報の公表制度について（第115条の35）

12

●制度の概要

「利用者が適切な事業者を評価・選択すること」及び「事業者の努力が適切に評価され選択されること」を支援するために、平成18年4月からスタートした制度です。

情報の公表については、情報公表システムにより公表されます。

事業者は、**毎年1回**情報公表システムにより、公表する情報を県に報告しなければなりません。（介護保険法第115条の35、介護保険法施行令第37条の2の3）

県は、報告された内容について、必要に応じて調査を行うことができます。

●情報公表システムによる報告の際の留意点

- ・毎年秋頃に「報告計画」、「入力期限」、「ID・パスワード」について通知しますので、**期限内に必ず報告すること。**
- ・「ID・パスワード」については、当初の入力時の他、公表済みの情報の修正を行う際にも必要ですので、**紛失・破棄のないよう本通知の取扱いには十分に留意すること。**
- ・入力の際、「所在地・連絡先」、「運営状況」、「加算算定の状況」等について、**届出済みの情報と齟齬がないことを必ず確認すること。**
- ・資格を要する職種の場合、**従業員の数と資格の数が一致していること。**

【以下、要注意】

※財務諸表（損益計算書・貸借対照表は必須）については、令和6年度から新たに**義務化され報告が必須**となります。添付が無い場合は差戻しになるため必ず添付すること。

介護保険最新情報Vol.1322を確認すること。

詳しくは

福島県介護サービス情報公表で検索 

5 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する制度について（115条の44の2）

●制度の概要

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要があります。

このため、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を、令和6年（2024年）4月より創設しています。

●介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて

- ・報告にはGビズIDの取得が必要。
- ・報告は毎会計年度終了後、3月以内に行うこと。
- ※令和7年3月以降に終了する会計年度分については現在システムの受付停止中。
システム停止により報告ができなかった場合でも期限内未提出とは取り扱わない。
(システム停止について、介護保険最新情報vol.1378を参照)
再開時期は未定。決定次第HPに掲載するため、適時確認すること。
- ・介護保険最新情報Vol.1297を確認すること。
- ・その他 し、画面下段の介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する制度について（115条の44の2）についての関連通知（Q&A等）を確認すること。

6 電子申請届出システムについて

14

厚生労働省では、介護サービスに係る指定等に関連する申請届出として、「電子申請届出システム」（以下、本システム）」を令和4年度下半期より運用開始しています。

福島県でも、**県指定（許可）の事業所**について、**令和8年1月1日より、原則全ての申請・届出について「電子申請・届出システム」を原則としています。**

（地域密着型サービスなど、市町村指定事業所については各市町村によりシステムの導入時期が異なりますので、それぞれの自治体の情報を御確認ください。）

特に、中核市（福島市・郡山市・いわき市）に所在する事業所は、全ての受付が各中核市になります。県に申請があっても受付することができませんので御留意ください。

●福島県ホームページ「電子申請届出システム」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/densi-sinsei.html>



(参考) HP案内

ホーム>組織で探す>高齢福祉課(介護保険担当)>介護保険に関するページまたは

The screenshot shows a web browser window displaying the Fukushima Prefecture website's nursing insurance page. The URL is pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/kaigo-index.html. The page features a green header with the word "メニュー" (Menu) and a grid of blue links. Three red callout boxes with white text and arrows point to specific links: "申請のための各種手続きはこちら!" (Click here for various procedures for application!), "申請書類様式はこちら!" (Click here for application form samples!), and "電子申請はこちら!" (Click here for electronic application!).

◆介護保険指定事業者	◆介護支援専門員関係 ※法定外研修のお知らせ
◆介護サービス情報の公表制度について	◆業務管理体制の整備について ◆協力医療機関に関する届出書について ◆地域密着型サービスの自己評価・外部評価について
◆介護保険事業者指定関係手続きについて	◆介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム
◆介護保険事業者申請関係様式	◆介護保険関係窓口一覧
◆電子申請届出システム	
◆みなし指定について	
◆情報データベース (統計情報・施設一覧・介護保険最新情報・通知関係など)	
◆介護職員等処遇改善加算関係 ◆介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業	
◆介護保険に関する情報等の送付用メールアドレスの登録について	◆被災地訪問サービス運営支援事業補助金
◆福祉用具の重大製品事故報告	◆科学的介護情報システム (Life)
◆介護認定従事者向け情報	

(参考) HP案内

介護保険に関するページ - 福島県: x +

pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/kaigo-index.html

◆ 介護サービス情報の公表制度について	※法定外研修のお知らせ
◆ 介護保険事業者指定関係手続きについて	◆ 業務管理体制の整備について
◆ 介護保険事業者申請関係様式	◆ 協力医療機関に関する届出書について
◆ 電子申請届出システム	◆ 地域密着型サービスの自己評価・外部評価について
◆ みなし指定について	
◆ 情報データベース (統計情報・施設一覧・介護保険最新情報・通知関係など)	◆ 介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム
◆ 介護職員等処遇改善加算関係	◆ 介護保険関係窓口一覧
◆ 介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業	
◆ 介護保険に関する情報等の送付用メールアドレスの登録について	◆ 被災地訪問サービス運営支援事業補助金
◆ 福祉用具の重大製品事故報告	◆ 科学的介護情報システム (Life)
◆ 介護認定従事者向け情報	

※エクセル形式ファイルの場合、シートが複数ないか必ず最大化をしてご確認ください。

介護保険制度・介護報酬改定について

制度改正・報酬改定についてはこちらから確認してください。

16°C
くもりのち晴れ

検索

10:24
2025/05/27

(参考) 県出先機関・市町村連絡先

※中核市（福島市・郡山市・いわき市）に所在する事業所は、中核市に連絡願います。

県保健福祉事務所等 **【広域型サービス】届出に関することや制度・加算等についての**

ご質問は保健福祉事務所まで

県北保健福祉事務所	〒960-8012 福島市御山町8番30号	024-534-4156
県中保健福祉事務所	〒962-0834 須賀川市旭町153番1号	0248-75-7808
県南保健福祉事務所	〒961-0074 白河市字郭内127番地	0248-22-5478
会津保健福祉事務所	〒965-0807 会津若松市城東町5番12号	0242-29-5272
南会津保健福祉事務所	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542番地の2	0241-63-0305
相双保健福祉事務所	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地	0244-26-1133
いわき地方振興局	〒970-8026 いわき市平字梅本15番地	0246-24-6204

市町村

地域密着型サービス・総合事業・居宅介護支援については各市町村まで

[市町村介護保険担当窓口一覧表 \[Excelファイル/33KB\]](#)